

弘前市公営企業会計システム導入事業に係る公募型 プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

現在の公営企業会計システムのサポート期間満了に伴い新公営企業会計システムを導入し、さらなる事務の効率化を図ることを目的とする。

今回のシステム導入においては、依然厳しい財政状況が続いていることから、経費削減を図る必要があるため、極力パッケージの標準機能に基づき運用する方針とした上で、システム導入や保守の在り方、機能の内容、関連機器の導入数量等についても十分精査し、経費削減に努めるものとする。さらに、現行システムにおける必要なデータを確実に移行し、職員の負荷の軽減を実現する。

なお、本業務では、地方公共団体等での導入実績に基づく信頼性の高い提案を求め、最も適切かつ円滑に本業務を実施できる者を選定するために公募型プロポーザル方式による受託事業者選定（以下「プロポーザル」という。）を実施し、契約候補者を特定するものである。

(2) 業務名

弘前市公営企業会計システム導入業務

(3) 業務内容

別紙「弘前市公営企業会計システム導入仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書については、契約候補者の企画提案内容に応じて仕様の詳細を変更することがある。

(4) 導入時期及び履行期間

新公営企業会計システム導入業務は、令和9年8月31日までにテスト運用、操作研修等の導入準備を完了し、令和9年9月1日から稼働する。

本事業は、最優秀提案事業者と令和8年7月中に令和9年9月1日から5年間の賃貸借契約を締結する予定であるが、5年間の賃貸借期間終了後の再契約にも対応できるものとする。

2 業務に要する費用

(1) 事業費限度額（消費税等込み）

45,000,000円

(2) 留意点

- ① 業務に要する費用にはシステム導入初期経費のほか、サービス利用料、保守経費等のシステム運用経費を含むものとする。なお、見積もりの詳細については、別紙「弘前市公営企業会計システム導入提案書等作成要領」を参照すること。
- ② 事業費上限額は契約額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 弘前市建設業者等指名停止要領に掲げる指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 公営企業会計システム導入及び保守業務を実施する事業所等においては、ISMS適合性評価制度の認証又は、プライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 人口15万人以上の地方公共団体等において企業会計システムの導入実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年2月10日（火曜日） 12時まで
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式3号）により、電子メールにて提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しないこととする。
なお、別途電話によりメールの受信確認を依頼すること。
- (3) 提出先：suisoumu@city.hirosaki.lg.jp
- (4) 回答予定日：令和8年2月13日（金曜日）
- (5) 回答方法：市ホームページに掲載
(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/suido/kaikeisystem.html>)

5 参加意思表明手続

(1) 提出書類・必要部数

- ① 参加意思表明書（様式1号） 1部
- ② 会社概要 1部
- ③ ①を記録した電子媒体 1式

※①については、市ホームページからダウンロード可能。

(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/suido/kaikeisystem.html>)

- (2) 提出期限：令和8年2月24日（火曜日） 17時まで（必着）。
- (3) 提出方法：持参又は、郵送により提出すること。
持参の場合の受付時間は、午前9時から17時までとする（土曜、日曜日及び祝日を除く）。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (4) 提出先：本実施要領の「**13 担当部署**（提出・問合せ先）」と同じ。

(5) 参加資格の通知：参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 導入提案書 | 8部（正本1部、副本7部） |
| ② システム機能チェックシート（様式2号） | 8部（正本1部、副本7部） |
| ③ 見積書 | 1部（原本） |
| ④ ①、②を記録した電子媒体 | 1式 |

※②については、市ホームページからダウンロード可能。

[\(https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/suido/kaikeisystem.html\)](https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/suido/kaikeisystem.html)

(2) 作成要領：別紙「弘前市公営企業会計システム導入提案書等作成要領」参照のこと。

(3) 提出期限：令和8年3月9日（月曜日）17時まで（必着）。

(4) 提出方法：持参又は、郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、午前9時から17時までとする（土曜、日曜日及び祝日を除く）。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出先：本実施要領の「**1 3 担当部署**（提出・問合せ先）」と同じ。

7 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

実施日：令和8年3月13日（金曜日）【予定】

提出された導入提案書及びシステム機能チェックシートを下記**8 (1) ~ (7)**で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者選考する。

ただし、プロポーザルの提案数が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施するものとする。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

実施日：令和8年3月23日（月曜日）【予定】

日時及び会場等の詳細については、別途通知する。また、システム機能チェックシートの内容を補完するため、提案システムのデモンストレーションを実施する。デモンストレーションは、提案事業者ごとに審査委員の操作質問に対して実際のシステムを使用して回答するものとし、受託した際に本業務に従事する者が行うこととする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は書面により各者へ通知する。また、特定された契約候補者について、市ホームページ上で公表する。なお、候補者にならなかつた提案者はその理由について通知日の翌日から起算して7日以内に任意の書面により説明を求めることができる。

提出先は、本実施要領の「**1 3 担当部署**（提出・問合せ先）」とし、請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内（土曜、日曜日及び祝日を除く。）に電子メールにより行う。

8 審査基準及び配点（配点はP 6の「評価基準」を参照）

プロポーザルは以下の審査項目に基づき審査をし、合計点数が最も高い者を契約候補者として特定する。

最高得点者が複数いる場合は、見積金額の低い提案者を契約候補者とする。なお、見積金額も同額である場合は、抽選により契約候補者を特定する。

最低基準点を120点（配点合計の6割）とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が最低基準点を満たさない場合は契約候補者として特定しないものとする。

- （1）提案するシステムの内容及び実績
- （2）ソフトウェア構成
- （3）システム保守及び運用・管理
- （4）業務実施体制及びスケジュール
- （5）データ移行
- （6）企画提案書及びプレゼンテーション
- （7）参考見積

9 日程

（1）公示	令和8年 1月26日（月曜日）
（2）質問受付締切	令和8年 2月10日（火曜日）12時まで
（3）質問回答	令和8年 2月13日（金曜日）
（4）参加表明書等受付締切	令和8年 2月24日（火曜日）17時まで
（5）提案書等受付締切	令和8年 3月 9日（月曜日）17時まで
（6）第1次審査	令和8年 3月13日（金曜日）（予定）
（7）第2次審査	令和8年 3月23日（月曜日）（予定）
（8）第2次審査結果通知	令和8年 3月26日（木曜日）（予定）
（9）契約締結・業務開始	令和8年 7月上旬 （予定）

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （5）参考見積書の金額が事業費限度額を超過した場合

11 契約

候補者特定後に随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は提出者の特定以外には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合は、提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、候補者の決定後に開示する。
- (6) 応募者が一者のみの場合でも、提案書の審査及び評価を実施する。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

担当課 上下水道部総務課経理係（岩木庁舎2階）
郵便番号 036-1393
住所 青森県弘前市大字賀田一丁目1-1
メールアドレス suisoumu@city.hirosaki.lg.jp
電話番号 0172-55-9660（直通）
FAX番号 0172-55-9680
担当者 成田、葛西

評 価 基 準

	評価項目	配点	換算値	評価点	評価の視点
1	提案するシステムの内容及び実績	50	30		提案するシステムは有効な機能（効率性等）を有しているか。
			10		提案するシステムは操作性に優れているか。
			10		公営企業会計システムの豊富な導入実績を持っているか。
2	ソフトウェア構成	50	40		システム機能チェックシートにおける機能内容等の項目について対応できているか。
			10		提案するソフトウェアそれぞれの特徴、役割が明確か。
3	システム保守及び運用・管理	30	10		事業者のシステム保守の体制及び保守の内容、範囲は妥当なものか。
			10		障害発生時の対応（対応マニュアルの作成、連絡体制、対応時間）は妥当か。
			5		システム稼働後の事業者と本市の役割分担は明確か。
			5		ソフトウェアのバージョンアップへの対応は妥当なものか。
4	業務実施体制及びスケジュール	25	15		業務の実施体制、手順、スケジュールが明確に示されているか。
			10		作業各工程における事業者と本市との役割分担及び作業内容が明確か。
5	データ移行	25	15		既存データの移行方法を具体的に記載しているか。
			10		事業者と本市との役割分担は明確か。
6	企画提案書及びプレゼンテーション	10	10		受託するに当たって積極的な姿勢が示されているか。 また、提案内容及び質疑応答において明確に説明しているか。
7	参考見積	10	10		参考見積に係る評価点＝最低提案見積金額/提案見積金額×10 (小数点以下第3位を四捨五入) なお、応募者が1者の場合は評価点を6点とする。
合計		200			

評 価	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	不可又は記載なし
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点＝基準点×換算値

※最高点となる応募者が複数いる場合は、参考見積額が低い応募者を候補者に特定する。